

日本学生支援機構貸与奨学金 「奨学金継続願」提出

重要!

日本学生支援機構奨学金は、毎年継続手続きが必要です。下記のとおり、期限までに手続きを行ってください。期限までに提出をしないと「**廃止**」(奨学生としての身分喪失)となります。

「奨学金継続願」提出手続き

▶対象者: 貸与奨学生(学部・大学院)

※今年度内貸与終了者、2020年10月末時点の休止者・停止者、2020年11月以降の採用者等を除く。

※昨年度適格認定で「停止」となった方の手続きは、別途 YNU メールへご案内します。

▶入力期間: 2020年12月15日(火)～2021年1月22日(金)

注意 上記期限までに提出をしないと、「**廃止**」(奨学生身分の喪失)となり、次年度以降の奨学金受給資格を失います。


入力方法:

以下のリンク/QRコードから該当する学種(学部/大学院)の案内・入力準備用紙をダウンロードし、これらの内容に沿って期限までにスカラネット・パーソナルから入力してください。

▶説明会:

例年「奨学金継続願」の入力(提出)に係る説明会を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今年度の説明会は実施しません。

代替措置として、下記リンク/QRコードから、各奨学金制度説明会での使用を予定していた説明資料(一部改変)がダウンロード可能です。

	学部生	大学院生
案内プリント 入力準備用紙	 もしくは こちら をクリック	 もしくは こちら をクリック
継続願提出 説明資料	 もしくは こちら をクリック	

「奨学金継続願」提出後の流れ

2021年 4月	「適格認定」 継続希望者について、人物・成績・経済状況により適格認定を行います。不適格者は「停止」「廃止」となり、2021年度の奨学金は交付されません。「廃止」者は、奨学生の身分を喪失します。 「廃止」「停止」「警告」者への通知・指導 ※「警告」「継続」者への奨学金振込日 2021年4月21日(水) (予定) 今年度の「停止」からの「復活」者への奨学金振込日 2021年5月中旬
6月	適切な貸与月額への「指導(面談)」【貸与奨学生のみ】 「収入合計 - 支出合計」が基準額(学部生 36万円/大学院生 45万円)以上の方へ経済状況を確認し、貸与月額減額について個別面談します。

揭示期限: 2021年1月末

2020年12月10日 学務部学生支援課 経済支援係
学生センター2階 ①窓口
8:30~12:45、13:45~17:00 土日祝日除く

学生支援課ウェブサイト →
横浜国立大学ウェブサイト → 教育・学生生活 → 学生支援課
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

